

大館市発注に係る業者の選定基準等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館市の発注に係る競争入札及び随意契約に伴う競争見積合わせ（以下これらを併せて「入札」という。）に参加させる者の選定及び入札参加要件の決定等に係る基準について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他関係法令等が定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札の対象者)

第2条 入札を執行するときは、発注内容に応じ次に掲げる業務種別ごとに行うものとし、原則として、当該業務種別について作成された有資格業者登録名簿に登録されている者（以下「有資格業者」という。）を対象とする。

- (1) 建設工事
- (2) 測量及び建設コンサルタント等業務
- (3) 物品調達
- (4) 役務提供

(入札参加要件)

第3条 入札に参加する者は、以下の要件をすべて備えていなければならない。

- (1) 令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 当該発注に係る契約の履行にあたり備えるべき資格等を有していること。
- (3) 参加しようとする入札に係る業務種別（大館市入札参加資格に関する要綱（平成19年4月1日）第2条第2項に基づき定められた登録項目を含む。）について有資格業者であること。
- (4) 建設工事の入札に参加する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 総合評定値通知書のうち、最新のものの写しを大館市に提出していること。
 - イ 別表第1の工事種別欄に掲げる建設工事の種類ごとに、発注予定工事の予定価格に応じ、それぞれ同表の等級欄に掲げる等級に格付された有資格業者であること。
- (5) 当該発注に係る契約の履行にあたり備えるべき資格等を有する者を有し、その者を契約履行に関する管理等を行う者として配置することができること。
- (6) 当該発注に係る契約の履行にあたり必要とされる人員、機械、施設等を有し、若しくはこれらを確保し、当該契約を確実に安全に履行することができること。
- (7) 法令等に基づく指示又は営業停止等の措置を受けていないこと。
- (8) 大館市指名停止要綱（平成20年4月1日）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 第7条の規定に基づく指名差し控えの対象とされていないこと。
- (10) その他発注ごとに定める入札参加要件を満たすこと。
- (11) 建設工事に係る共同企業体及び測量及び建設コンサルタント等業務に係る設計共同体にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 建設工事に係る共同企業体

経常建設共同企業体にあつては、企業体として第4号イの要件を満たし、かつ、すべての構成員が第1号から前号までの要件を満たすこと。また、特定建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員が第1号から前号までの要件を満たすこと。

イ 測量及び建設コンサルタント等業務に係る設計共同体にあつては、すべての構成員が第1号から前号までの要件を満たすこと。

- 2 前項各号に掲げる入札参加要件に係る適否の判断は、入札参加者を公募する場合においては、当該公募を開始した日から入札が執行される日（期間を定めて入札書及び見積書の提出を求める場合はこれらの提出期限の日。以下同じ。）まで、入札参加者を公募しない場合においては、入札参加者を指名した日から入札が執行される日までの間に行うものとする。ただし、電子入札を予定している入札においては、入札が執行され落札候補者が決定してから契約を締結するまでの間に行うものとする。

（建設工事に係る入札参加要件の特例）

第4条 建設工事の発注においては、前条第1項第4号イの規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより取り扱うことができる。

- (1) 予定価格が比較的小さく、技術的難易度が比較的低い建設工事の場合は、入札に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近下位の等級に属する有資格業者を対象とすることができる。
- (2) 予定価格が比較的大きく、技術的難易度が比較的高い建設工事の場合は、入札に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近上位の等級に属する有資格業者を対象とすることができる。
- (3) 有資格業者の数が少数である場合その他必要がある場合には、発注予定の建設工事の予定価格に応じ直近上位又は下位の等級に属する有資格業者を対象とすることができる。この場合において、前条第1項第4号イの規定により対象とできない者がいないとき又は極めて少数であるときを除き、当該対象者の数を入札に参加する者の2分の1以上としなければならない。
- (4) 前条第1項第4号イの有資格業者の2等級下位の等級に属する有資格業者で工事成績が特に優秀な者を対象とすることができる。
- (5) 特別の技術を要する建設工事の場合については、当該建設工事に属する工事種別の有資格業者で2等級上位の等級に属する者を対象とすることができる。
- (6) 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある発注工事の場合については、当該建設工事に属する工事種別の有資格業者で2等級以上上位の等級に属する者を対象とすることができる。

（指名業者の決定における留意点）

第5条 入札に参加させる業者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 契約の履行状況（建設工事においては工事成績）及び不誠実な行為の有無
- (2) 法令等に基づく許認可及び登録の状況
- (3) 入札参加資格審査の審査基準日以降の経営状況及び信用度
- (4) 当該発注に対する地理的条件
- (5) 手持ち業務等の状況

- (6) 技術者等人員の保有状況
- (7) 技術的適正及び過去の実績
- (8) 設備・施設等の保有状況
- (9) 入札参加資格審査の審査基準日以降の安全管理・労働福祉の状況
- (10) その他必要と認める事項

(指名停止)

第6条 市長は、有資格業者が別に定める基準に該当するときは、当該有資格業者に対し、期間を定めて指名停止を行う。

(指名等の差し控え)

第7条 市長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間又は回数を定め、当該有資格業者を入札の指名業者とすることを差し控え、又は入札の対象とすることを差し控えることができる。

- (1) 契約の履行において、過失により契約の目的物にかしが生じたとき
- (2) 契約の履行において、過失により大館市又は第三者に損害を与えたとき
- (3) 建設工事において、大館市工事成績評定要領（平成元年4月1日）第12の規定に基づく努力要請を受けた有資格業者が、当該努力要請を受けた日から1年以内に再度の努力要請を受けたとき
- (4) 契約の履行にあたり、契約に違反する行為を行ったとき

2 前項の規定による指名の差し控えは、指名停止と同時に行うことができる。

(指名審査会)

第8条 次に掲げる事項を審議するため、指名審査会を置く。

- (1) 発注及び契約の方法
- (2) 入札（随意契約を除く。以下、本条において同じ。）に参加させる者の選定
- (3) 入札に参加する者に求める要件
- (4) 入札に参加する者を公募した場合において、入札に参加する者がいない又は適正な競争性を確保するために必要な数に達しなかったときの措置
- (5) 入札が不調となった場合の措置
- (6) その他入札を行う場合に必要と認める事項

(指名審査会の構成)

第9条 指名審査会は、次の者をもって構成する。

- (1) 会長は、副市長（副市長が2名いる場合は、市長が指名する副市長）をもってこれに充てる。
- (2) 委員は、次に掲げる職にある者をもってこれに充てる。ただし、委員である者に事故があるときは、会長が指名する者をもってこれに充てる。

- ア 総務部長
- イ 産業部長
- ウ 建設部長
- エ 教育次長

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員

がその職務を代行する。

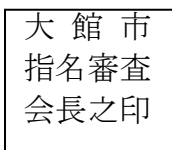
(指名審査会の会議)

第10条 指名審査会は、緊急その他特別の事情がある場合を除き、毎月1日及び15日(ただし、当日が休日で勤務を要しない日である場合は次の要勤務日とする。)に、会長の招集により開催する。

- 2 指名審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 指名審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 指名審査会は、会長が必要と認めたときは、会議の参考とするため当該発注を所管する関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(公印)

第11条 指名審査会の会長の公印は、次のとおりとする。

様式	印材	書体	寸法	管守責任者
	ゴム製 (台座：木製)	てん書体	方17ミリ メートル	総務部 契約検査課長

(指名審査会の庶務)

第12条 指名審査会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、業者選定等に係る事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 大館市建設工事入札制度実施要綱(平成11年4月1日)
- (2) 大館市建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱(平成11年4月1日)
- (3) 大館市物品調達及び役務提供に係る入札制度実施要綱(平成15年2月1日)

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

工事種別	一般土木 工事	建築一式 工事	電気工事 給排水暖 冷房衛生 設備工事	舗装工事	解体工事	左記以外 の工事	
							等級
予 定 価 格							
A	2,500万 円以上	4,000万 円以上	500万円 以上	500万円 以上	備考2の とおり	金額区分 なし	
B	500万円 以上 2,500万 円未満	1,500万 円以上 4,000万 円未満	500万円 未満	500万円 未満			
C	500万円 未満	1,500万 円未満					

※ 備考

1 舗装工事においては、激変緩和及び技術力確保のため、当面の間、400万円と読み替えるものとする。

2 解体工事発注に係る格付等に関する要件は以下のとおりとする。

(1) 工種区分

ア 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事の入札に参加することができる者は、一般土木工事に格付された有資格者とする。

イ 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事の入札に参加することができる者は、建築一式工事に格付された有資格者とする。

ウ 総合的な企画、指導、調整を要しない土木工作物又は建築物を解体する工事の入札に参加することができる者は、発注予定価格に関係なく解体工事に登録された有資格者とする。

また、平成31年5月31日までに契約を締結する案件にあつては、平成28年5月31日以前にとび・土木工事業の許可を受けている者であつて解体工事業に該当する営業を営むものを含む。

ただし、解体工事を行う経過措置とび・土工工事業者が、平成31年5月

3 1日までに解体工事業に係る許可を受けずに同年6月1日以降も引き続き解体工事を行う場合、同日以降、当該経過措置とび・土工工事業者は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていない者となることを踏まえ、工期が同日以降となる解体工事の入札は、解体工事の建設業許可があり、かつ、解体工事に係る経営事項審査も経過措置期間内に受けている者のみが参加できるものとする。なお、建設業許可を受けている者か、又は許可申請中の者か確認する必要があるため、入札公告において提出書類等の条件を明示するものとする。

エ 発注予定価格500万円未満の解体工事については、総合的な企画、指導、調整の要否を問わずウの要件を満たす者とする。

(2) 発注金額区分

ア 予定価格の金額ごとに下表のとおりとする。

イ 解体対象物の構造等を考慮して、上位等級への発注も可能とする。

工事区分	土木工作物		建築物	
	総合的な企画、指導、調整の要否		総合的な企画、指導、調整の要否	
	必要	不要	不要	必要
4,000万円以上	一般土木 A級	解体		建築一式 A級
4,000万円未満 2,500万円以上	一般土木 A級	解体		建築一式 B級
2,500万円未満 1,500万円以上	一般土木 B級	解体		建築一式 B級
1,500万円未満 500万円以上	一般土木 B級	解体		建築一式 C級
500万円未満	解体 ※建設業法上は、許可を必要としない解体工事			

別表第2（第3条関係）

工事種別	総合評定値の範囲
二以上の等級に区分されるもの	大館市建設工事入札参加資格審査基準（平成19年4月1日）に基づき大館市資格審査委員会が2年ごとに決定する建設工事入札参加資格審査及び等級格付の基準（平成21年6月1日）における最下級に係る格付基準
等級区分を行わないもの	大館市建設工事入札参加資格審査基準に基づき大館市資格審査委員会が2年ごとに決定する建設工事入札参加資格審査及び等級格付の基準における建設工事に係る入札参加資格を認める総合評定値の最低制限値以上

※ 上表における総合評定値とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値を指し、審査基準日が入札執行日から1年7ヶ月前までのもののうち、最新のものとする。